



取手市立取手第一中学校 いじめ防止基本方針(概要)

いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校（未然防止）

☆いじめ問題に取り組むための組織

- ・生徒指導部会や教育相談部会を中心とする全教職員による組織的、計画的な取組
- ・生徒会を中心とする取組

☆生徒に寄り添った生徒指導

- ・教育相談の実施（適宜）
- ・SC（スクールカウンセラー）、SSC（スクールソーシャルワーカー）との連携

☆開発的予防的な生徒指導の取組

- ・言語環境の整備
- ・ネット上のいじめ防止に向けた講演会の実施

☆「共感的人間関係」を育てる学年・学級経営の充実

☆規律の徹底

- ・「み・そ・あ・じ」（身なり・そうじ・あいさつ・時間）
- ・取手一中学習スタイル(学習規律)の徹底、協同タイムの実施

☆「自尊感情」が高められる道徳や体験活動の充実

- ・一人一人に活躍の場の工夫

☆「自己有用感」を獲得できる学校行事を通して

- ・ボランティア活動（社会を明るくする運動、体験活動）



取手第一中学校の目指す生徒像

- ◎学習に意欲的に取り組む生徒
- ◎思いやりのある協力し合える生徒
- ◎人のために喜んで奉仕できる生徒
- ◎粘り強く最後までがんばりぬく生徒
- ◎目的をもって積極的に行動できる生徒

それって…いじめ？（早期発見）

☆教師と生徒との人間関係づくりによる信頼関係の構築

- ・休み時間や昼休み、休憩時間への配慮

☆生徒指導部会

- ・定例会（週1回） ・生徒の様子の確認

☆教育相談部会

- ・定例会（週1回） ・教育相談センターとの連携

☆学校生活アンケート

- ・12回（毎月）

☆変化の兆しを見逃さない

- ・学年担当、部活顧問など全職員で ・保護者との協力

☆いじめ問題に対する研修の充実

- ・事例研修と共通理解

もしも… いじめが…（早期対応）

対応として次のことをします！

☆チーム（複数の教員）で取組

☆関係機関との連携

☆丁寧な指導

- ・早期の声かけ ・ピアカウンセリング

相談体制

◆取手第一中学校

TEL 0297(74)2215

◆取手市役所子育て支援課

TEL 0297(74)2141

◆取手市教育総合支援センター

TEL 0297(63)4755

◆いじめ・体罰解消サポートセンター

TEL 029(823)6770

◆適応指導教室「ひまわり」

TEL 0297(85)8775

◆取手市青少年センター

TEL 0297(72)8080

いつでもどこでも誰にでも